登園許可書（医療機関記入）

ウィズチャイルドさくらがおか幼保園施設長　殿

園児名

（病名）　該当疾患に☑をお願いします

○ 医師が登園許可書を記入することが考えられる感染症

	病　　名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	風しん	発しん出現の7日前から後7日後くらい	発しんが消失してから
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	―	医師により感染のおそれがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱、アデノウィルス感染症）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱。充血等の主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157・O26・O111等）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
	急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	―	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(ー)としている。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　　月　　日　から登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ
　保育園は乳幼児が長時間生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりのこどもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ
　上記の感染症について、こどもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活の支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

※当書式は、『保育所における感染症対策ガイドライン』（2018年改訂厚生労働省）及び『保育園に、元気に通うための健康ガイドブック』（2023年4月多摩市保育協議会　保健師・看護師部会）

ウィズチャイルド